

自主的避難等対象区域（鏡石町）から原発事故直後に避難を開始した申立人ら（夫婦及び未成年の子ら（うち1名は事故後に出生））について、避難継続の合理性を認め、平成24年6月までの生活費増加費用、避難雑費が賠償された事例。

1054

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、別紙記載の和解金合計355万0626円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金248万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、放射線測定器購入費用及び本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月4日

（仲介委員 寺崎京）

別紙

損害項目		対象期間	和解金
避難費用、 生活費増加費用 及び精神的損害		平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	2,480,000 円
放射線測定器購入費用			34,000 円
生活費増加費用	面会交通費	平成 24 年 1 月 1 日から 同年 6 月 30 日まで	369,810 円
	二重生活に伴う 生活費増加分		180,000 円
	自家消費野菜		23,400 円
避難雑費			360,000 円
本件和解仲介に関する弁護士費用		—	103,416 円
合計			3,550,626 円